

徳島県規則第八十五号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する

。

別表第二企業支援課の項第二十三号中「徳島県企業立地推進基金」の下に「及び徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。